

§ 2 . 掘削・選別・積込マニュアル

1 . マニュアルの方針

- 1-1 掘削・選別・積込作業工程では有害産業廃棄物を取り扱うことから、汚染拡散防止対策が必要であり、かつ作業安全性にも留意する必要がある。
したがって、撤去現場における環境リスクの低減と安全性かつ効率性を目的として、マニュアルを作成する。
- 1-2 掘削工程において、汚染拡散防止、作業安全性の確保及び工事工程管理を目的として、掘削方法、浸出水管理方法、雨水排水方法、掘削量管理方法等について定めるものである。
- 1-3 本マニュアルは、廃棄物の状況等を踏まえて適宜見直しを行う。

2 . マニュアルの適用範囲

- 2-1 **（適用工程）**
本マニュアルにおける適用範囲は、一次撤去事業の掘削工程、選別工程及び積込工程とする。
- 2-2 **（適用対象主体）**
本マニュアルは、掘削・選別・積込グループ及び全体管理グループを対象としたものである。

【解説】

本マニュアルにおける適用範囲は、一次撤去事業での廃棄物掘削工程、選別工程、積込工程とし、各工程における作業手順、留意事項、管理事項等について定めるものである。

3 . 掘削工程の管理

- 3-1 **（掘削範囲）**

3. 掘削工程の管理

3-1 (掘削範囲)

一次撤去範囲は、ゴムシートの上であり、地下水の汚染に影響のないAエリアとし、エリア内の浸出水及び廃棄物の撤去を行う。

3-2 (掘削量と掘削工程)

掘削対象廃棄物は、一時仮置場の堆肥様物、中間処理場の堆肥様物、エリア内の滞留水とする。

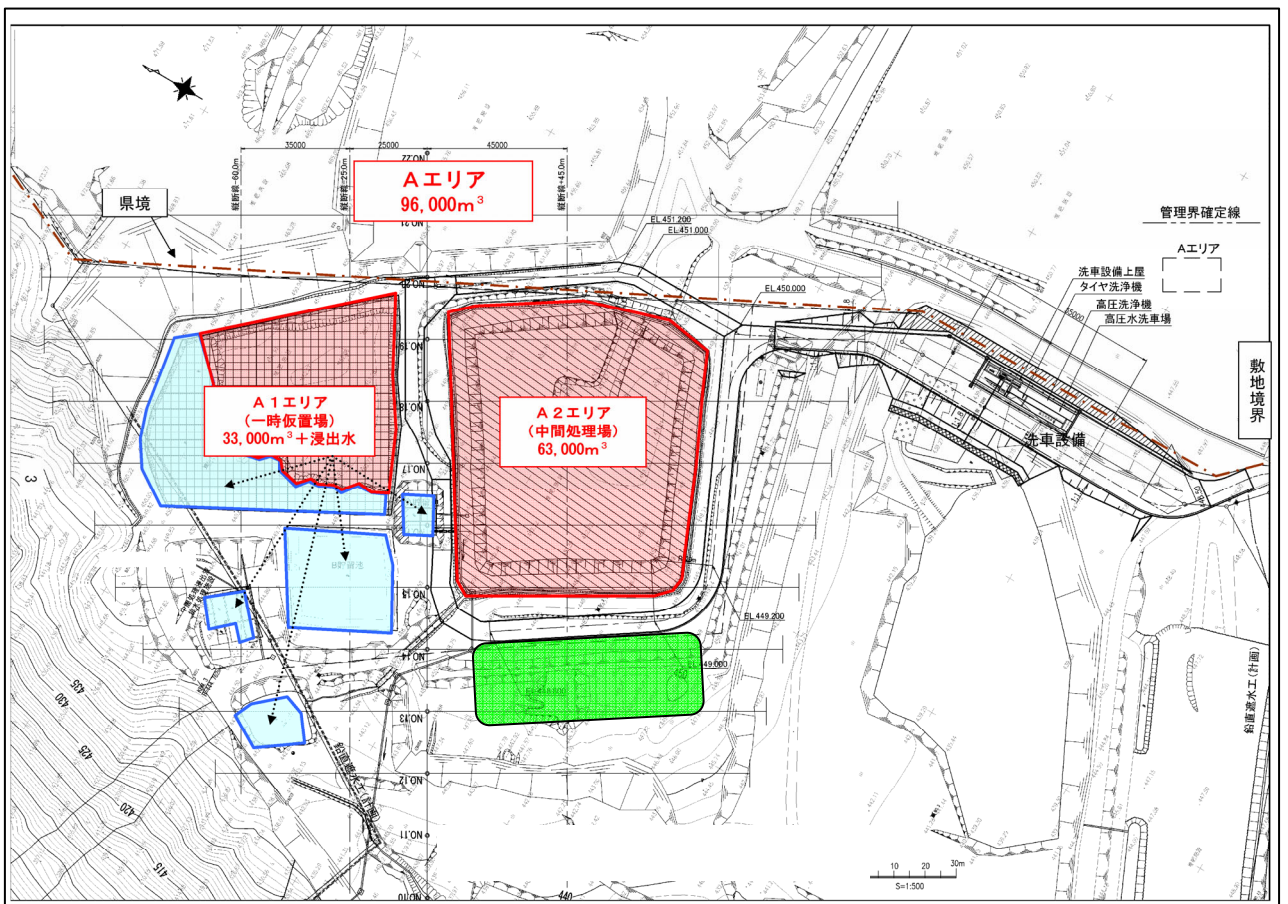
3-3 (掘削量の管理)

掘削量の確認は、定期的な測量による容積管理 (m³) とする。また、日常の掘削量管理は受入施設側で計量する搬出重量 (t) について行うこととする。

【解説】

(撤去範囲)

一次撤去範囲は、図2-1に示すAエリアである。Aエリアは「A1エリア：一時仮置場」と「A2エリア：中間処理場」に区分する。エリア内の滞留水は、浸出水処理施設が稼働開始するまでの間、オーバーフローしないように撤去処分する。



(掘削量と掘削工程)

掘削量と掘削工程は表 2 - 1 に示すとおりである。

掘削量は、運搬作業量及び中間処理量との調整を図った上で計画的に適時設定するものとする。

表 2 - 1 掘削工程

| 年度 | 平成16年度 | | | | | | | | | | | | 平成17年度 | | | | | | | | | | | | 平成18年度 | | | | | | | | | | | | 計 | |
|--------------------------|--------|--------|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--------|--------|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--------|--------|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|------|--------|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | |
| 月数 | 8ヶ月 | | | | | | | | | | | | 12ヶ月 | | | | | | | | | | | | 12ヶ月 | | | | | | | | | | | | 32ヶ月 | |
| 掘削量 (m ³) | 一時仮置場 | 18,320 | | | | | | | | | | | | 14,680 | | | | | | | | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | 33,000 |
| | 中間処理場 | 0 | | | | | | | | | | | | 26,360 | | | | | | | | | | | | 36,640 | | | | | | | | | | | | 63,000 |
| | 計 | 18,320 | | | | | | | | | | | | 41,040 | | | | | | | | | | | | 36,640 | | | | | | | | | | | | 96,000 |

(掘削の管理)

掘削作業後の現場内からの搬出時の廃棄物量は、容積 (m³) により管理する。

4 . 掘削手順

4-1 (廃棄物の掘削方法)

バックホウによる重機掘削は、雨水が滞留していない上部より行う。

掘削した廃棄物は、必要に応じて敷鉄板等を敷いたうえで一時仮置を行う。

医療系廃棄物が混在していることから、作業安全面においては十分に留意し、作業事故が起こらないように重機作業のみの掘削とする。(メカニカルハザードへの配慮)

4-2 (想定外廃棄物の取扱い)

掘削時点で、ドラム缶など想定外物廃棄物等を発見した場合は、別途仮置きし、性状に応じて適切な処理・処分を行う。

4-3 (浸出水発生の抑制)

掘削のための開放面積は必要最小限とし、掘削開放範囲以外は表面遮水工等で分離して雨水排水し、浸出水量を抑制する。

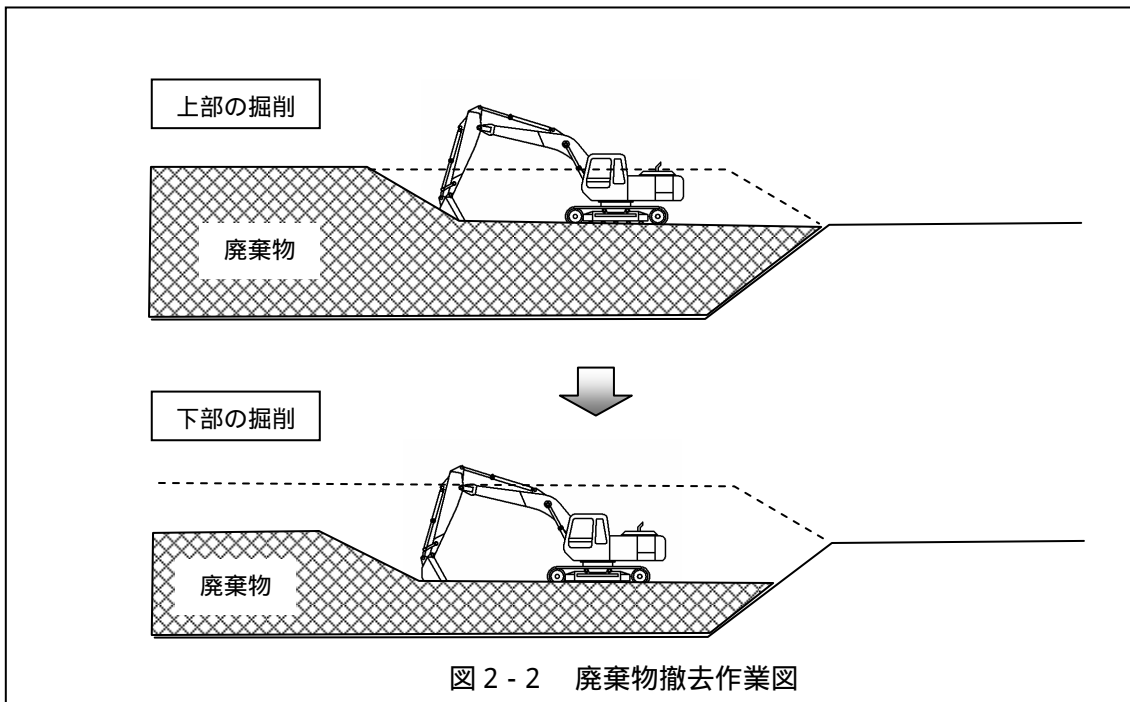
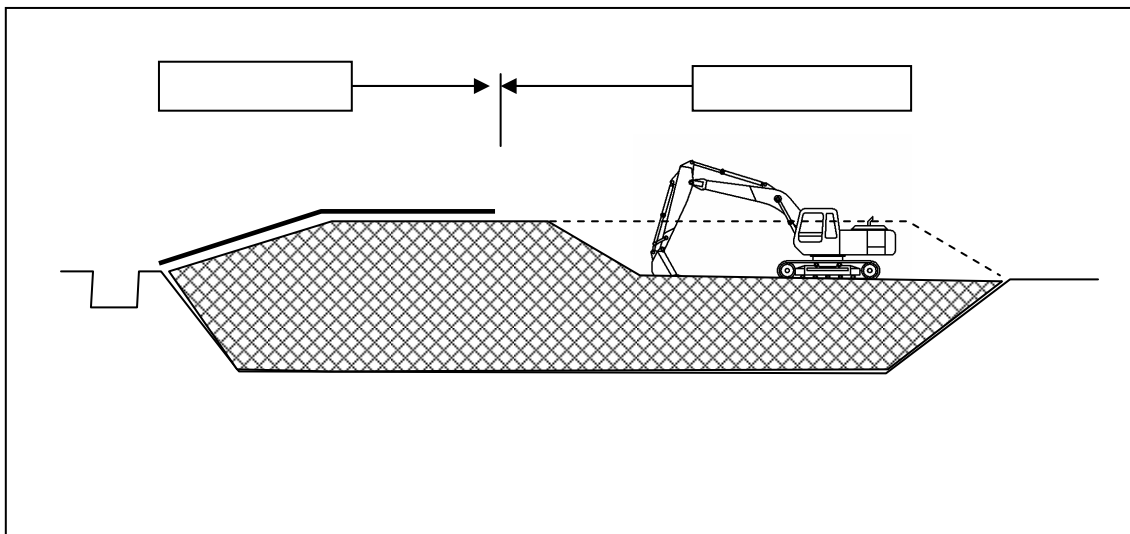


図 2 - 2 廃棄物撤去作業図



5 . 選別・積込工程の管理

5-1 (選別処理対象廃棄物)

一次撤去範囲であるAエリア内の廃棄物を選別の対象とする。

5-2 (選別処理の目的)

対象とするAエリアの廃棄物は含水率が高いことが予想されることから、受入施設側の受入条件に適合するよう生石灰混合による水分調整を行い、3種類(40mmアンダー、40mm～100mm、100mmオーバー)に分別する。

5-3 (選別処理量の管理)

選別処理量の確認は、撤去現場内での選別処理投入量及び受入施設側での計量を行い、重量(t)により行うこととする。

5-4 (積込方法)

掘削した廃棄物は、監視台において目視で性状等(含水率、粗大なものの有無等)を確認しながら積込することとし、運搬車両への廃棄物の付着低減に配慮する。積み込み作業は、過積載のないように管理する。

【解説】

(選別処理における作業手順)

撤去工事における選別処理工程の作業手順を以下に示す。

(1)混合機による混合(トロンメル)

掘削作業を経た廃棄物をバックホウを使用し混合機へ投入する。

投入された廃棄物は、生石灰と混合させ混合機場外へ搬出する。

混合機から場外に搬出された廃棄物は仮置場へ仮置きする。

仮置きされた廃棄物は、1日程度の仮置きの後、次工程へ引き渡す。

1日の作業終了後、混合機内部の清掃を行う。

(2)分別ふるい機による分別(自走式分別機)

前工程を経て仮置きされた混合廃棄物を、バックホウを使用し、ふるい機にかけ、以下の3種類に分別する。

・分別種類：) 40mmアンダー、) 40mm～100mm、) 100mmオーバー

1日の作業終了後、ふるい機の清掃を行う。

(3) 積込・搬出 (積込みコンベヤ)

分別された混合廃棄物を、積込みコンベヤにてダンプトラックへ積込みし、場内マットスケールで重量をチェックし、場外へ搬出する。

積込み時には、鉄類を除去するために積込みコンベヤ端に装着しているドラム型磁石にて鉄類を除去する。

1日の作業終了後、積込みコンベヤの清掃を行う。

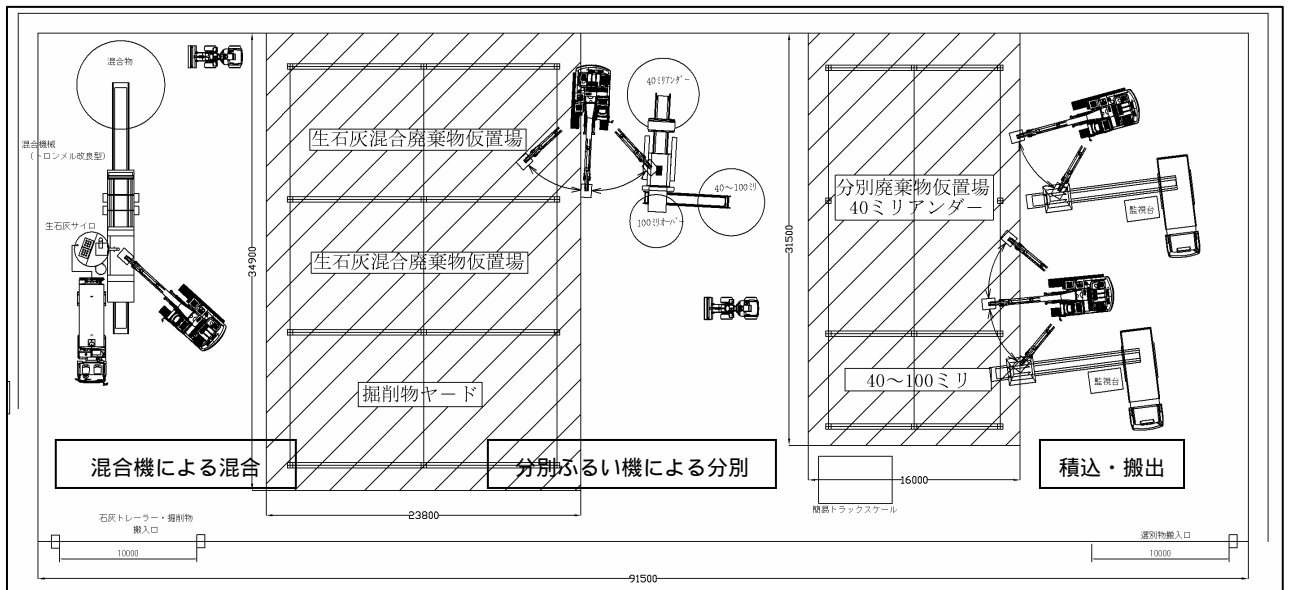


図 2 - 4 選別ヤード平面図

6 . 安全管理

6-1 (作業者の労働管理)

適正な労働管理のため、場内に設けた休憩室において作業者は適宜休憩をとる。

休憩室に喫煙及び飲食ができる設備を設け、汚染のおそれのある場所で喫煙及び飲食はしない。

6-2 (作業者の衛生管理)

適正な衛生管理のため、場内に作業者のための洗顔設備や更衣設備を設ける。

休憩室に応急手当のための救急用具を備え、作業者が負傷した場合は適切に使用し、必要に応じて医師の診察を受ける。

6-3 (場内制限速度)

撤去現場内では、車両系建設機械の走行速度は10km/h以下とする。

6-4 (機械の点検整備)

車両系建設機械については、作業開始前点検、月次点検及び特定自主検査（年次点検）を行う。

6-5 (火災防止対策)

車両系建設機械については、火災等に備えて運転室内に消火器具を備える。